

令和8年度 新宿区障害福祉サービス事業者指導員 募集案内

この採用選考は、新宿区障害福祉サービス事業者指導員の採用予定者を決定するために実施します。

1 職種・採用予定人数等

職種	職名	採用予定数
事務系	新宿区障害福祉サービス事業者指導員	2名以内

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

- (1) 障害福祉サービス事業等を実施する者に対する指導検査に関する事務で次に掲げるもの。
- ア 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について（平成26年1月23日付け障発0123第2厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める集団指導及び運営指導並びに監査に関する事務
- イ 指定障害児通所支援事業者等の指導監査について（平成26年3月28日付け障発0328第4厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める集団指導及び運営指導並びに監査に関する事務
- ウ 障害者支援施設等に係る指導監査について（平成19年4月26日付け障発0426003厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める一般監査及び特別監査に関する事務
- (2) その他所属長が必要と認める業務。

4 勤務場所

新宿区福祉部障害者福祉課事業指導係（新宿区歌舞伎町一丁目4番1号）

5 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 受験資格

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援専門員の資格を得るために必要となる実務経験（これと同等と認められる実務経験を含む。）を有すること。
- (2) 官公署などにおいて、法令等に基づき、事業者に対する指導・助言を行う業務について、3年以上の実務経験（これと同等と認められる実務経験を含む。）を有すること。

※ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第1次選考

選考方法	書類選考（申込書及び小論文1, 200字程度） 論文課題「障害者虐待の防止のために必要とされる障害福祉サービス事業者の取組について」
結果発表	令和8年2月3日（火）（発送予定） 結果は合否にかかわらず申込者全員に郵送にて通知します。 第1次選考合格者には、「第1次選考合格通知」とともに、第2次選考の詳細をお知らせします。

(2) 第2次選考（第1次選考合格者のみ対象）

日時・会場	令和8年2月9日（月） 時間及び会場等の詳細については、第1次選考合格者のみに通知します。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	令和8年3月初旬（予定） 結果は合否にかかわらず、第2次選考受験者全員に郵送にて通知します。

8 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入し、下記のとおり提出してください。なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込期間 及び 申込方法	令和8年1月15日（木）から1月30日（金）午後5時まで <u>必着</u> 郵送（簡易書留）または持参による ※A4版が入る大きさの封筒に申込書、採用選考シート、資格等証明書類、返信用封筒を入れ、表に赤字で「新宿区障害福祉サービス事業者指導員採用選考申込書在中」と明記してください。 ※簡易書留によらない郵送事故については責任を負いません。 ※持参の場合は、上記期間中の土日を除く午前8時30分～午後5時とします。
書類提出先 (簡易書留 又は持参)	〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所本庁舎2階 新宿区福祉部障害者福祉課事業指導係
提出書類	(1)「新宿区会計年度任用職員採用選考申込書（兼履歴書）」（顔写真添付） (2)「新宿区障害福祉サービス事業者指導員採用選考シート（小論文）」 (3)資格等証明書類（次のいずれか） ア 相談支援専門員の資格を得るための実務経験を有する方は、 <u>実務経験証明の書類</u> イ 官公署などにおいて、法令等に基づき、事業者に対する指導・助言を行う業務について、3年以上の実務経験（これと同等と認められる実務経験を含む。）を有することが証明する書類

	(4) 110円切手を貼った返信用封筒【長形3号(120×235mm)】 ※封筒にはご自分の住所・氏名を記載してください
--	---

9 勤務条件等(令和8年1月15日現在)

勤務時間	午前8時30分から午後5時までの間で1日あたり7時間30分 休憩時間60分 月曜日から金曜日の間で週4日勤務(週30時間勤務)
休日等	週休日:週3日(毎週土・日曜日と水・木・金曜日のいずれか1日) 休日:国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)
休暇等	(有給休暇) 年次有給休暇、妊娠出産休暇、慶弔休暇等 (無給休暇) 病気休暇(引き続く5日までは有給)、母子保健健診休暇等
報酬等	・月額 250,652円(地域手当相当分を含む)、期末・勤勉手当あり ・通勤費用 1ヶ月当たりの通勤に必要な運賃等に相当する額 (上限:月額55,000円) ※採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。 ※昇給制度はありません。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規程が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性あり ※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合、再度任用される可能性があります。再度任用は公募を原則といたします。 ※廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問合せ先】

新宿区福祉部障害者福祉課事業指導係

所在地: 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所本庁舎2階

電話: 03(5273)4194(係直通)(月~金曜日 午前8時30分~午後5時)

新宿区役所本庁舎案内図

◆住所

東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号

◆ 電話

03 (5273) 4194 (障害者福祉課事業指導係直通)

◆最寄りの駅

JR・丸ノ内・小田急・京王線新宿駅、丸ノ内線・副都心線新宿三丁目駅、西武新宿駅、都営大江戸線新宿西口駅の各駅から徒歩約5分

◆最寄りのバス亭

- ①歌舞伎町、②新宿五丁目、③新宿駅東口、④新宿追分、⑤・⑥新宿伊勢丹前、⑦日清食品前

